

＜新型コロナウイルス感染症対応マニュアル＞

新潟リハビリテーション大学
新型コロナウイルス感染症対策本部

【1】感染を疑わせる症状が出た場合

ご自身が発熱、あるいは感染を思わせる症状が生じた際にはこのマニュアルを目安として行動してください。毎朝登校・出勤前に必ず検温し、健康状態のモニタリングを行ってください。

1. 発症初日

発熱（37.5℃以上）・咳・全身倦怠感等いずれかの症状がある場合（無症状でも）

《対応法》

登校・出勤はせず、学生の場合はゼミ担当教員、教職員の場合は所属部署に電話で報告してください。なお、電話での連絡が難しい場合は、メールでの連絡も可とします。その場合、以下の事項について報告（以下「報告すべき内容」という）してください。

◆報告すべき内容

- ①発症までの症状経過に関する報告：いつ頃からどんな症状があったか、熱がいつからどの程度まで上昇したかを含む経過等
- ②同居する家族に関する情報：同居家族の症状について等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
- ③発症2日前までの行動に関する情報：出席した講義や出勤状況、その他の行動履歴等
- ④新型コロナウイルス感染者との接触に関する有無：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

- (1) 発熱を含め、局所あるいは全身症状が強くない時は自宅で安静に待機してください。（不要・不急の外出は控える）
- (2) 発熱を含め、局所あるいは全身症状が強い時は、症状次第で近隣医療機関を受診してください。（インフルエンザ等の感染症を含めた他疾患の可能性もあるため）
- (3) 発熱を含め、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、専門の「帰国者・接触者相談センター」(※1)に電話で相談してください。

以降、毎日2回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録してください。

※1：「帰国者・接触者相談センター」に連絡する際にも上記の「報告すべき内容」を伝えてください。

＜報告書類＞ 様式1 有症状者用報告書

2. 発症翌日および翌々日

- 1) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合
《対応法》

体調が改善した翌々日から、登校・出勤は可能です。ただし、当面の間はマスクを着用し手洗い、咳エチケットを励行してください。またインフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは登校・出勤可能と判断されてから、登校・出勤を可能とします。

- 2) 依然症状が続いている場合

《対応法》

- (1) 発症初日と同様に、上記の対応法に沿って対応してください。(※2)
- (2) 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時、あるいは高齢者や糖尿病・心不全・呼吸器の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを使用している方、妊婦の方等は、上記症状が2日以上続いている場合は専門の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。

(3) 基礎疾患がある方は、主治医への相談も検討してください。

※2：引き続き、学生の場合はゼミ担当教員、教職員の場合は所属部署に報告するとともに、必要な場合には「帰国者・接触者相談センター」へ報告してください。

3. 発症後4日以降

1) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状を含め、各種薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合 《対応法》

体調が改善した翌々日から登校・出勤は可能です。ただし当面の間はマスクを着用し、手洗い、咳エチケットを励行してください。また、インフルエンザを含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは登校・出勤可能と判断されてから、登校・出勤を可能とします。

2) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）場合

《対応法》

「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して医療機関の受診をご検討ください。引き続き、学生の場合はゼミ担当教員、教職員の場合は所属部署に連絡してください。なお、上記において医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗い、咳エチケットを徹底し、他者への感染を避けるための努力をお願いします。

【2】本人が新型コロナウイルス感染と診断された場合

ご自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、完治するまで登校・出勤を禁止とします。また診断が確定に至らず経過観察を指示され場合も同様に登校・出勤はしないでください。医療機関等の指示に従い治療に専念してください。引き続き、学生の場合はゼミ担当教員、教職員の場合は所属部署に状況報告を行ってください。また、その際に「報告すべき内容」に加え、発症2週間以内の行動および学内での動線（消毒すべき場所等を含む）も併せて報告してください。

治癒するまで登校・出勤停止として、主治医の許可が出てから登校・出勤を可能とします。

＜報告書類＞ 様式2 罹患者用報告書

【3】感染者の濃厚接触者として特定された場合

ご自身が感染者の濃厚接触者（※3）として特定された際には、感染者と最後に接触した日から起算して2週間は登校・出勤停止とします。状況把握のため、学生はゼミ担当教員、教職員は所属部署に電話で報告してください。また不要・不急の外出は避けてください。

＜報告書類＞ 様式3 濃厚接触者用報告書

この経過で感染の症状がある場合には「感染を疑わせる症状が出た場合」に沿って対応してください。

※3：「濃厚接触者」とは、「罹患（確定前）が発病した日以降に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者で「患者（確定前）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者」・「手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で必要な感染予防策なしで接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）」とします。「患者（確定例）」とは、「臨床症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。